

令和7年度採用

砂川市職員募集要項

建築技術職

- ☆ 試 験 日 令和6年10月7日(月) 【予定】
- ☆ 受 付 期 間 令和6年7月1日(月)～9月13日(金) 必着
(土曜・日曜・祝日は除く)
- ☆ 申込先及び問合せ先 砂川市総務部総務課職員係(市役所庁舎3階)
〒073-0195 砂川市西7条北2丁目1番1号
TEL 0125-74-8782(直通)
- ☆ ホームページ <https://www.city.sunagawa.hokkaido.jp/>

採用予定人員・資格・条件

募集職種	採用人員	資 格 ・ 条 件
建築技術職	若干名	<ul style="list-style-type: none">平成元年4月2日以降に生まれた方で、一級建築士の資格又は二級建築士の資格を有し、高校卒業以上の学歴を有する方。

砂川市職員採用登録試験申込書等の記入心得

1. 記入はすべて黒インキ及び黒ボールペンを用いて楷書で、数字は算用数字で記入してください（手書きで記入のこと）。
2. 記載事項に不正があると、受験が無効になる場合があります。
3. 受験番号欄、備考欄を除くすべての欄に記入してください。該当する□の中にはレ印を、その他の該当する事項は○で囲んでください。
4. 氏名及び生年月日は、戸籍記載のとおり正確に記入してください。
5. 住所は、同居人の場合には同居先を必ず記入してください。
6. 連絡先は、現住所に不在の場合、通信連絡を受けるのに都合のよいところを記入してください。
7. 学歴は、新しいものから順に記入してください。
8. 職歴は、最近のものから順に記入してください。
9. 特記事項については、詳細に記載してください。
10. 受験案内の受験資格に適合しない人及び次に該当する人は受験することが出来ません。
 - (1) 禁錮以上の刑に処され、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
 - (2) 砂川市において懲戒処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方
 - (3) 日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

砂川市職員採用候補者登録試験受験案内

1. 募集受付期間

- (1) 令和6年7月1日(月)～9月13日(金) (土曜、日曜、祝日を除きます。)
- (2) 午前8時30分～午後5時15分
- (3) 郵送による申し込みの場合は、9月13日必着

2. 受験手続

- (1) 申込先 砂川市総務部総務課職員係
〒073-0195 砂川市西7条北2丁目1番1号
TEL 0125-74-8782 直通

(2) 提出書類

- ・令和7年度砂川市職員採用候補者登録試験申込書(当市のものに限ります)
※砂川市公式ホームページからダウンロードすることができます。
- ・卒業証明書
- ・成績証明書(発行できない場合は職員係までお問い合わせください)
- ・1級建築士又は2級建築士免許証明書(免許証)の写し
- ・受験票返送用切手434円分

※第2次試験の合格者に限り、健康診断書及び戸籍抄本が必要になります。
(必要の都度連絡します。)

3. 受験資格(住居及び資格条件)

(1) 住居条件

- ・採用後砂川市に居住可能な方

(2) 資格条件

- ・建築技術職・・・若干名登録 平成元年4月2日以降に生まれた方で、一級建築士の資格又は二級建築士の資格を有し、高校卒業以上の学歴を有する方

4. 試験日及び試験の内容

(1) 第1次試験 書類審査

(2) 第2次試験

- ・日時 令和6年10月7日(月) ※予定
- ・場所 砂川市役所(砂川市西7条北2丁目1番1号)
※日時・場所ともに変更の場合がありますので、受験票をご確認下さい。

- ・内 容 職場適応性検査……公務の職業生活への適応性について、職務への対応や対人関係に関する性格傾向の面から行う
- 作文試験…… 時事問題など
- 面接試験…… 面接による人物評価

5. 合格発表

- (1) 第1次試験合格者 令和6年9月20日(木) ※ 予定
第1次試験受験者全員に結果通知
- (2) 最終合格者 令和6年10月18日(金) ※ 予定
第2次試験受験者全員に結果通知

6. 採用候補の登録

最終合格者は、採用候補登録名簿に登録され、その中から必要に応じて採用者を決定します。なお、登録有効期間は登録の日から1年間とします。

7. 給与及び勤務条件（令和6年4月1日現在）

(1) 給与条件

大学卒初任給	196,200 円
短大卒初任給	176,100 円
高校卒初任給	166,600 円

※ 諸手当として期末・勤勉手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外手当、寒冷地手当、勤務の態様によって支給される特殊勤務手当等があります。
初任給に前歴換算がされる場合があります。条件がありますので、詳しくはお問い合わせ下さい。

(2) 勤務条件

勤務場所	砂川市役所など
勤務時間	午前8時30分～午後5時15分（勤務場所により一部異なります。）

8. その他

この案内について不明な点などは、下記までお問い合わせください。

砂川市総務部総務課職員係

TEL 0125-74-8782（直通）